

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

また、本日は嶋田委員長が急用で御欠席ですので、委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、熊澤委員に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第110回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局より精査確認の主な内容を説明させていただきます。

その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

まず、目次でございますが、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページ以降の「健康保険基幹情報ファイル」では、入手、使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査を行っております。

事務局において確認を行った結果、その記載内容についていずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、基幹システム専用端末と統合専用端末との間のフラッシュメモリを用いた特定個人情報の授受に係るリスク対策について、具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。

所見としまして、フラッシュメモリはパスワード認証付きのものを使用し、システム管理責任者が設定した媒体以外は使用できないよう、システム的に制御すること等が具体的に記載されているとしております。

また、委員会において、組合から基幹システム専用端末と統合専用端末の間の情報授受について、サーバー間連携機能の導入を検討している旨の発言があり、前向きに実行することを期待するとしております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として次の3点を記載しております。

(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(3)として、中間サーバー等を利用し、情報連携を行う際に使用するフラッシュメモリに係るリスク対策、特定個人情報ファイルの消去に係るリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(3)として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

特段、御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、「東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」を承認することとします。

事務局におかれては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○事務局 東京電子機械工業健康保険組合に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとします。

○熊澤委員長代理 よろしく申し上げます。

続きまして、議題2「認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施につきまして、資料2に基づき御説明申し上げます。

認定個人情報保護団体制度は、民間団体による自主的な取組を尊重し、支援する仕組みとして、平成17年の個人情報保護法の全面施行時から設けられておりまして、現在43団体が活動しています。

平成29年5月30日の改正法施行に伴いまして、当委員会による監督権限一元化の趣旨を

踏まえまして、認定個人情報保護団体の認定業務の状況を包括的に確認する観点から、平成30年12月10日付で当委員会より個人情報保護法第56条の規定に基づきまして、「認定業務の適正な実施に関する報告について」を報告徴収といたしまして、認定個人情報保護団体、当時全44団体に向けまして、送付して、報告を求めたところでございます。

これに対しまして、25団体から何らかの不適合がある旨の報告がございました。なお、このうち1団体は、平成31年3月31日をもって、認定業務を廃止してございます。

これを受けまして、当委員会事務局において当該不適合の是正に向けたフォローアップを個別に実施したところでございます。現在、全ての項目を改善した団体は18団体、未改善の項目がある団体は6団体となっております。

未改善項目のある6団体のうち、4団体は本年8月末日までに改善予定である旨回答しておりますので、引き続き実施状況をフォローしていきたいと思っております。

残る2団体につきましては、改善方法及び時期等につきまして、明確な回答が得られていない状況でございます。このため、次のとおり法第56条の規定に基づきまして、当該2団体に対して、改めて具体的な改善予定時期等について報告を求めることとしたいと思います。

具体的には、「1. 対象団体」ですが、特定非営利活動法人検定協議会及びナノライセンス結婚専科システム協議会の2団体でございます。

「2. 確認内容」といたしましては、平成30年12月10日付の「認定業務の適正な実施に関する報告について」に対して不適合である旨の報告があった項目等に係る、必要な事実確認及び改善予定時期等でございます。

「3. 実施時期」でございますが、令和元年7月上旬に、報告を求める文書を発出いたしまして、報告期限は各認定団体が確認するために必要十分な期間、おおむね発出日から3週間経過後の適宜の日としたいと思います。

最後に「4. 報告徴収後の対応」ですが、報告内容を精査した上で、引き続き改善が見込まれない不適合が認められる場合には、法第57条の規定に基づく命令等の必要な措置を講ずることも含めまして、検討したいと思います。

御承認をいただければ、別添の文書を発出しまして、期限までに報告を求めることとしたいと思います。

説明は以上です。御議論、御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 御報告ありがとうございました。

今回、当委員会への権限の一元化に伴って、各認定団体が一律の基準によっているかを確認できたことは、非常に重要であると思っております。

ただ、結果として、今、御報告にありましたように、半数以上の団体が何らかの不適合

を回答しているということでもありますので、それはとても残念なことなので、当該団体には、何よりも不適合の早期な是正解消を促していただかなくてはいけないわけですが、そういうことも踏まえて、今回の報告徴収は、各団体において当委員会の認定基準を改めて確認することができましたし、それから、不適合項目の解消是正に取り組むことを促すという一定の効果があったものだと評価をしたいと思います。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

事務局のフォローアップによって改善が図られた点は評価できますが、残り6団体についても、不適合項目が速やかに改善されるよう、指導等を行っていくことが必要です。

特に、いまだに回答が得られていない2団体については、再度、報告を求めるとともに、対応状況を厳しく監督し、改善が見込まれない場合には、法第57条に基づく命令も視野に、措置を検討すべきだと思います。

他に何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告徴収の結果、是正が必要な団体が明らかになりましたので、不適合団体については、追加の報告を求めた上で、結果に応じ、今後、必要な措置を検討していくこととしたいと思います。

続きまして、議題3「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3について御説明させていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。改正の趣旨、概要の御説明をさせていただきます。

今国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立いたしました。

この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、国内各法令において定められた成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図り、各法律に定める資格、職種、営業許可などにおける成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るものでございます。

整備法におきましては、原則として、現行の欠格条項を削除し、併せて個別審査規定を設けることとされました。そこで、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に規定する非識別加工情報を事業の用に供しようとする提案者の欠格事由から「成年被後見人又は被補佐人」が削除されました。その上で、心身の故障により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として、「個人情報保護委員会規則で定めるもの」との委任を受けましたことから、委員会規則において、個別審査規定を定める必要がございます。

続いて、「2. 改正案の概要」を御説明いたします。

非識別加工情報の提案は、仮に身体上の障害があつたとしても、精神の機能に着目して、認知、判断、意思疎通を適切に行うことができる者であれば提案が可能であります。

今般の整備法の立法趣旨に沿い、現行の形式的要件に代わるものとして、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を欠格事由の要件とするよう規則案としてお示ししているところでございます。

条文の案につきましては、おめくりいただいた資料を御覧いただければと思います。

また、資料3-3として新旧対照表も添付してございますので、こちらが見やすいかと思ひます。

なお、非識別加工情報は、提案を受けて新たに作成されるものばかりではなく、既に作成された非識別加工情報に関する提案を行おうとする者に対しても、欠格事由の要件を求めることとされているため、この場合にも、委員会規則に今回追加する第4条の2の規定が準用される形とさせていただいております。

今後の予定につきましては、項番3に記載してございます。この改正案につきまして、本日、御了承いただけましたら、今後1か月間パブリックコメントの募集をいたしまして、その結果を踏まえ、整備法の施行日である9月14日に施行することとしてはどうかと考えております。

説明は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

この委員会規則の改正案は、行政機関非識別加工情報等を利用した事業を適正に行うに当たって、提案者の有すべき必要最低限の能力を踏まえたものになっていると思ひます。

何か御意見はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。よろしくお願ひします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を御説明いただきます。

○的井総務課長 次回の委員会は7月9日火曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、まことにありがとうございます。